

## 外国人材の受入れ・共生社会実現に向けた 指定都市市長会提言

昨年12月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、本年4月から施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、法務省の外局として「出入国在留管理庁」が設置された。併せて、126項目からなる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、本年6月18日には取組の更なる充実策が関係閣僚会議において了承された。

我が国の在留外国人数、外国人労働者数は、現在いずれも過去最高であり、定住化や多国籍化も進展している。これまで、多くの地方自治体では、国の十分な関与がない中、外国人はまちづくりの重要なパートナーとしての認識の下、長年にわたり試行錯誤しながら共生社会の実現に向けた施策を実施してきた。

今回、国が高度又は専門職以外での外国人の就労を可能とし、受入れ後の環境整備について本格的に取り組む姿勢を示したことは、我が国の出入国管理政策の大きな転機である。人口減少・少子高齢化や労働力不足が深刻化する中、指定都市においても、持続可能な成長を実現していく上で、本年4月に施行された改正入管法に対する期待・関心は大変高い。

今後更なる増加が見込まれる外国人に対して、必要な行政サービスを提供し、日本人との共生を着実に進めていく必要がある。しかしながら、外国人を生活者として受け入れるために必要な制度等はいまだ具体化された施策になっておらず、施策の実施を担保する基本となる法律も存在していない。また、国・地方自治体・事業者等の役割分担が明確化されておらず、総合的対応策の実効性が危惧される。新たに受け入れる外国人材は、地域経済の担い手であるとともに、地域とともに暮らす生活者であり、外国人との共生は特定地域だけではなく、将来にわたる国全体の課題である。

指定都市市長会においても、昨年7月「地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する指定都市市長会提言」をまとめ、内閣府に提出したところであるが、今回「外国人材の受入・共生社会実現プロジェクト」を設置し、指定都市の現状や検討課題、施策等の調査・研究を実施し、議論を重ねてきた。

そこで、指定都市における外国人材の受入れ・共生社会の実現に向け、国・地方自治体・事業者等の役割分担により、地域社会での共生を着実に進めるため、以下のとおり提言する。

## 1 共生社会の実現を目指した社会統合政策の推進に必要な体制整備

### (1) 受入れ後の共生社会実現に向けた政策・施策の根拠となる法制度の構築

- 日本語習得や子供の教育、日常生活及び災害発生時の支援、労働環境の整備、社会保障制度等、外国人材の受入れ・共生に関する総合的な制度設計を行うこと。
- 共生の概念をはじめ、国・地方自治体・事業者等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律を整備すること。
- 制度設計や法制度構築に当たっては、共生の現場となる地方自治体の意見を十分に聴取し、現状・課題を確認すること。

### (2) 省庁横断的な司令塔機能を持つ組織の設置

- 「外国人の出入国及び在留の管理に加え、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能」を担う組織として設置された「出入国在留管理庁」の機能と体制の強化充実を図ること。
- 共生社会の実現に向けては、政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に、省庁横断的な司令塔機能を持つ組織を設置することについても検討すること。

## 2 共生の現場となる地方自治体への支援体制の強化

### (1) 地方自治体が担う共生社会実現に向けた施策に要する財政支援

- 受入れ後の共生の現場となる地方自治体において、これまで取り組んできた施策や、今後、必要となる施策を継続的に実施するため、地方創生推進交付金の交付期間の継続や外国人受入環境整備交付金の上限額の引上げ、新たな交付金制度の創設などにより、恒常的かつ十分な財政措置を講ずること。
- 恒常的な財政措置は、交付要件の緩和など、地方自治体が地域の実情に応じて活用でき、かつ簡素な手続きによるものとする。

### (2) 地域の実情に合わせた地方自治体への支援

- 国内には既に多数の外国人が居住しているが、国籍や在留資格などの割合・特徴も地域により大きく異なることから、国の機関からの専門家派遣等、地方自治体の実情に合わせた支援体制の強化策を講ずること。
- 地域社会での外国人との共生を推進していくために必要となる、知識や経験が豊富な日本語教師やバイリンガル相談員等が不足していることから、共生施策の実施に必要な専門性の高い人材の育成や確保を、国主導により確実に進めること。

令和元年8月2日  
指定都市市長会